

海外経済要録

米州諸国

国際機関

◇第49回OPEC総会、原油価格一本化を確認

第49回OPEC(石油輸出国機構)総会は、7月12、13の両日、スウェーデンの首都ストックホルムで加盟13か国の代表が参加して開催された。

今次総会は、懸案となっていた“2本立て原油価格(本年1月以降、1月号「要録」参照)の一本化”問題が、すでに総会前にイラン、イラク等11か国とサウジアラビア、アラブ首長国連邦2か国双方の歩み寄りによって合意に達していた(注1)ことから、これを追認することがメインテーマとなり、その他は下記の2点が決定されるにとどまった(会期も当初予定の3日間を2日間に変更)。この結果、78年1月以降の値上げ問題は次期総会に持越されることとなった。

(注1) 7月5日、サウジアラビア、アラブ首長国連邦2国(本年1月に原油価格を5%引上げ)、7月1日にさかのぼり5%再値上げを決定。一方、イラン、イラク等11か国(同、10%引上げ)は、7月1日に予定していた5%の再値上げを撤回し、原油価格を一本化。この結果、標準油種<アラビアン・ライト>価格は12.70ドルに統一。

(1) 加盟諸国が産出する原油の油種間価格差調整問題の検討を続けるため、閣僚レベルの作業委員会(注2)を設置する。

(注2) サウジアラビア、イラン、イラク、クウェート、ベネズエラ5国の閣僚によって構成。

(2) 次期総会は本年12月20日にベネズエラ的首都カラカスで開催する。

今回、原油価格の一本化が実現した背景としては、イラン、イラク等11か国側では、世界景気の回復傾向に依然として力強さがみられず、重質油を中心に需要が伸び悩んでいる現状から7月以降の値上げは困難との判断が働いたものとみられる一方、サウジアラビア、アラブ首長国連邦側では、前回値上げ時に米国の中東和平交渉促進というねらいもあって5%に抑えたにもかかわらず、その後はかばかしい進展をみていないことに加え、6月初めの国際経済協力会議(CIEC)においては先進国側が要望していたエネルギー対話の継続問題等で11か国側の協力が得られずOPEC内部の対立を露呈したことなどから、この際OPECの団結が最優先との見地に立ち、11か国側に譲歩する形で5%の引上げを行わざるを得なかったものとみられている。

◇米政府、年央予算改訂見通し等を発表

米政府は7月1日、1977・78年度予算についての年央改訂見通しを発表(注)するとともに、カーター政権としては初めての中期財政見通しを明らかにした。主な内容は次のとおり。

(1) 77年度予算の実績見込み改訂

77会計年度(76年10月～77年9月)予算の実績見込みについては、歳入は当初予算案(3月号「要録」参照)に盛り込まれていた1人当たり50ドルの個人所得税還付および企業減税(投資税額控除率引上げまたは社会保障税の企業負担分引下げ)が撤回されたこともあって、3,583億ドルと当初見込みを上方改訂する一方、歳出は社会保障受給者に対する特別支給(1人当たり50ドル)が見送られたことや国防関係支出の減少見通し等から4,064億ドルと当初見込みを下方改訂した結果、収支じりは481億ドルの赤字と当初見込みに比べて199億ドル赤字幅が縮小している。

(2) 78年度予算案の改訂

78会計年度(77年10月～78年9月)予算案については、歳入面では上記のような形での企業減税は撤回されたものの新たに雇用税額控除の新設等の形で企業減税が実施されることとなった(6月号「要録」参照)こともあって4,014億ドルとほぼ当初予算案並みの規模を見込んでいるのに対し、歳出は国家エネルギー計画(5月号「要録」参照)の実施に伴う石油備蓄・エネルギー開発等関係の支出および社会保障支出の増大等から4,629億ドルと当初見込みを上方改訂しており、その結果収支じりは615億ドルの赤字と当初見込みに比べ赤字幅が38億ドル拡大している。

(3) 82年度までの中期財政見通し

本見通しにおいては、歳入面では順調な経済の拡大と現行の各種減税措置の期限切れ(77年減税法は78年末、投資税控除は80年末)等を映じた税収の増加から、各年度とも前年度比10%以上の伸びを見込んでいる。一方歳出面では、国防費、保健・社会保障関係費の支出が増大するものの、雇用促進・職業訓練関連支出や天然資源関連支出が減少することから、各年度とも6～7%程度の低い伸びにとどまると見込んでいる。この結果、80年度には収支じりが黒字に転換するとみている(これはカーター大統領の「81年度に収支均衡」というかねてからの公約の実現が1年早まるかたちとなっている)。

(4) なおこうした予算改訂見通し等の前提となった米国経済見通しについては、実質GNP成長率が81年まで5%前後(このうち77年5.1%、78年5.3%)の水準を持続(82年にはやや低下)し、失業率も82年末には約4.5%にまで着実に低下する一方、物価上昇率も漸次低下し82年には4%に接近するものとみている。

(注) 予算会計法(74年改正)によって、大統領は毎年7月15日までに当該会計年度および翌会計年度の予算改訂見通しを議会に提出しなければならないとされている。

米国の1977・78年度予算

(単位・億ドル、< >内は2月修正案の数値)

	1976年度 実績	1977年度 実績見込み	1978年度 予算
歳入	2,992	< 3,583 3,485 >	< 4,014 4,007 >
歳出	3,657	< 4,064 4,166 >	< 4,629 4,585 >
収支じり	△ 665	< △ 481 680 >	< △ 615 577 >

米国の中期予算目標

(単位・億ドル、%)

	1979年度	1980年度	1981年度	1982年度
歳入	4,668	5,366	6,069	6,765
歳出	4,986	5,327	5,648	6,010
収支じり	△ 318	39	421	755
前年度比				
歳入	+ 16.3	+ 15.0	+ 13.1	+ 11.5
歳出	+ 7.7	+ 6.8	+ 6.0	+ 6.4

米国の政府経済見通し

(単位・%、< >内は2月時計数)

	1976年 (実績)	1977年	1978年	1979年	1980年	1981年	1982年
GNP成長率	11.6	11.3	11.9	11.3	10.6	9.4	8.6
名目		< 11.3 >	< 11.7 >				
実質	6.0	5.1	5.3	5.0	5.2	4.9	4.3
		< 5.4 >	< 5.4 >				
物価上昇率							
GNP デフレーター*	4.8	6.5	6.1	5.9	4.6	4.2	4.2
		< 5.9 >	< 5.8 >				
** 消費者物価	4.8	6.9	6.1	5.7	4.5	4.3	4.2
		< 5.3 >	< 5.2 >				
失業率	7.7	7.0	6.3	5.7	5.2	4.8	4.5
		< 7.1 >	< 6.3 >				

* 第4四半期の前年同期比。

** 12月の前年同月比。

欧州諸国

◇ブンデスバンク、手形買オペレーションの再開を決定

ブンデスバンクは7月5日、売戻し条件付手形買オペレーション(注)(10日後売戻し条件付、レート4%)を再開する旨決定した(7月6日以降実施)。

(注) 本措置は本年3月に再導入の後5月末に打ち切られていたもの(4月号、6月号各「要録」参照)。

本措置についてブンデスバンクでは、「法人税移納および休暇シーズン入りに伴う現金需要増大から短期金融市場は当初予想を上回る逼迫状態を呈し、翌日ものコール・レートは6月下旬になって大幅上昇、ロンバード・レート(4.5%)を上回る水準が続いている。本日の措置はこうした予想外の季節的な資金不足拡大に対処してとられたものである」とコメントしている。

◇ブンデスバンク、ロンバード・レート引下げ等を決定

1. ブンデスバンクは7月14日の中央銀行理事会(アペル蔵相出席)において、ロンバード・レートを0.5%引下げる(4.5→4%)ほか、手形買オペレーション(10日後売戻し条件付、「要録」前項参照)・レートを0.25%引下げる(4→3.75%)こととし、ともに7月15日以降実施する旨決定、発表した(注)。

(注) なお手形買オペレーション・レートについては7月27日、同制度の利用奨励、マルク相場急騰の鎮静化の見地から、さらに0.25%引下げる(3.75→3.5%、即日実施)が決定されている。

2. 本措置に関するブンデスバンクのコメントは次のとおり。

「本日の措置は最近過熱症状にある為替市場を鎮静化させることに主たるねらいがある。相互に密接な連絡を保ってきたスイス中央銀行が早速同様の措置(「要録」当該項参照)を決めたことからもうかがわれるように、本措置はスイス中央銀行との密接な協調行動(typische konzertierte Aktion)といえるものである。なおこのところ国内金融市場は、休暇期入りの現金流出、順調な税揚げなどの季節的要因に加え、各行が公定歩合引下げ期待から貸出実行を引延ばすなどの投機的要因も重なってかなり窮屈化してきており、このため本措置が短期金利の過度の上昇を抑え景気上昇をより確実にすることに資する点にも配慮したが、これはあくまで従であり、現に公定歩合を変えなかったことでもその姿勢は明らかであろう」。

◇フランス、景気調整基金の支出計画を発表

1. フランス政府は、本年4月26日の雇用対策(5月号

「要録」参照)の一環として、公共投資を促進するため、景気調整基金(Fonds d'Action Conjoncturelle)総額25億フラン中12.5億フランを本年7月1日以降取崩す旨決定していたが、6月23日そのうち10億フランにつき支出計画内訳を次のとおり発表した。

総額	1,000 百万フラン	
うち道路整備	661	〃
港湾整備	59	〃
都市環境改善	30	〃
地域開発関係	100	〃
公共住宅建設等	150	〃

2. なお、フルカード建設相は、「今次支出計画の決定に際しては、(1)不均衡の目立つ分野に重点を置くこと、(2)対象地域の景気情勢を十分考慮すること、(3)対象事業は早期に着手が可能なものに絞ること、を基本方針とした」旨コメントしている。

◇フランス、中小企業向け短期輸出金融等の緩和措置を決定

1. フランス銀行および国家信用理事会は、7月21日中小企業向け景気対策の一環として、貸出準備率高率適用制度にかかる現行基準貸出わく規制の一部を緩和する旨決定、即日実施した(従来制度については、51年10月号「要録」参照)。

今次措置の概要は以下のとおり。

(1) 短期輸出信用の基準貸出わく拡大

76年9月26日決定をみた77年中の貸出準備率高率適用制度の運用方針に基づき、年初来適用されてきた77年中の基準貸出わくのうち、短期輸出信用にかかるわくを本年7月以降次のように拡大する。

イ、基準わくの拡大…当初わく比2%ポイント(カッコ内は当初わく)

77年7月	8月	9月	10月	11月	12月
109	110	111	112	113	114
(107)	(108)	(109)	(110)	(111)	(112)

ロ、融資対象の制限…増わくに伴って生ずる新規貸出可能額(総額約5億フラン)は全額中小企業(年間総売上高1億フラン未満)向け貸出としなければならない。

ハ、その他の運用方法は従来通り。

(2) 従来、国立農業信用金庫(Caisse Nationale de Crédit Agricole)による地方自治体向け公共事業関連融資は、貸出準備率高率適用制度上一般貸出わくの中にも含まれていたが、今後、地方における中小企業救済のための公共事業を促進するため、77年中総額5億フランに

限り一般貸出の基準貸出わく外扱いとする。

2. 今次措置については、心理的効果をねらった小規模な量的緩和措置ではあるが、最近における実体経済の低迷、失業の増大とこれに対する経済界の不満の高まりを政府としても無視できなくなったことの現れであると一般に受け止められている。

◇フランス、石油消費節約措置を強化

フランス政府は7月26日、昨年未発表した第2次石油消費節約措置(1月号「要録」参照)をさらに強化するため、概要以下のような施策を発表した。

- (1) エネルギー消費税の賦課…電力・ガスの大口需要家に対し消費割当わくを設定、当該わくを超過した分につき課徴金を課すこととしていた従来の方式を改め、すべての大口需要家に対し消費税(税率未定)を課す。ただし中小企業(年間総売上高1億フラン未満)、および政府が認定する省エネルギー投資を実施する企業は免税とする。なお上記両措置は、1978年1月1日実施の予定である。
- (2) 家庭用燃料の消費規制…77年7月1日～78年6月30日の間における家庭用燃料油に対する消費わく割当を継続する(割当わくは30.2百万トンとほぼ前回<76年7月1日～77年6月30日、30百万トン>並み)。
- (3) 電気暖房方式を採用する新築個人住宅に対する課徴金の賦課…オール電化住宅の建築を抑制するため、当該住宅に対し3,500フランの課徴金を課す。
- (4) 交通体系の省エネルギー化…国有鉄道(S.N.C.F.)、地下鉄(R.A.T.P.)の総電力使用量を使用効率の改善を図ること等により、1985年までに1973年実績比10%削減する。
- (5) 工場排湯の再利用…従来廃棄されるだけであった発電所(原子力発電所の冷却水等)、工場等の排湯を暖房用として再利用する(本年10月関連法案上程の予定)。
- (6) 火力発電にかわるものとして原子力発電の増加を図るため、フランス電力(E.D.F.)に対し1978～79年間に1万メガ・ワットの原子力発電能力増強設備投資を許可する(1985年には4万メガ・ワットの原子力発電能力—欧州の原子力発電能力の過半を占める見込み—を確保する計画)。

◇フランス、造船業界救済のための補助金支給を決定

1. フランス政府は7月27日、業況不振を続けている造船業界救済のため、業界の再編成を条件に総額9億フランの補助金支給を行う旨決定した。

本措置の概要は以下のとおり。

(1) 補助金の支給

政府は造船業界の国際競争力の強化と受注量確保のため、5大造船会社(Alsthom-Atlantique, Dubigeon-Normandie, Constructions Navales et Industrielles de la Meditrranee, Chantiers de France-Dun-kerque, Chantier Naval de la Ciotat)および中小造船9社に対し、向う3年間に総額9億フラン(注)の補助金を支給する。同補助金は、他国企業の安値受注に対抗するため、フランス企業に対して受注船価の15~25%相当額を補助金として支給するものである(なお中小9社については、従来から同様の補助金制度があり、今回はその補助金支給率を船価の10%から15%に引上げる)。

(注) 政府は補助金額の算定に際しては、78年中に受注するもので80年末までに納期が到来する船舶の見込み受注量を42万総トンと想定。

(2) 業界再編成の促進

補助金支給については、不採算造船所の閉鎖、人員整理等により造船業界の再編成が実施されることを前提条件とし、具体的には上記5大造船会社が2つの企業グループ(注)に集約されることを支給の条件とする。そのため政府は、船舶の見込み受注量42万総トン中6.5万総トン分に対応する補助金については、業界再編成の進展度合が満足すべきものと認められるまで、その支給を留保する。

(注) 前記5社中最初の3社を第1グループ、残り2社を第2グループとして資本提携の話し合いが進められており、第1グループについてはすでに基本的合意が成立している。

2. 本措置につき、フルカード建設相は、「フランス造船業界は、造船不況の影響を大きく受けているため、業況回復のために最低限必要な受注量を確保させると同時に、業界の再編成促進により現在の建造能力を1978年までに20%方削減することを目的としたものである」とコメントしている。

◇英国、新インフレーション対策を発表

英国政府は7月15日、賃金規制第2段階および価格規制が7月末をもって期限切れとなることに伴い、8月以降の賃金・物価抑制策として、概要以下のような新インフレーション対策(The Attack on Inflation after 31st July 1977)を発表、同20日、議会で承認された(本措置の特徴点、背景等については「国別動向」参照)。

(1) 賃金抑制策

賃金決定当事者に対し、①今後1年間の平均所得(average earnings)増加率を10%以下に抑えるため、賃上げ率としては時間外手当、ウエイジ・ドリフト

(中央レベルの協定賃金以外の付加給)の存在を考慮に入れて10%をかなり下回る水準(well within single figures)にとどめる、②12ヵ月ルール(賃上げから次の賃上げまでの間隔を12ヵ月とする)を遵守する、の2点を勧告する。

(2) 配当・価格規制等の延長

配当規制(配当率は10%以内)を7月以降1年間延長するとともに、価格規制も修正(注1)のうえ8月以降1年間延長する。

また企業等が前述の賃金抑制策と明らかに矛盾する賃上げを実施した場合、政府は公共部門の物資購入、補助金支給等に関し、当該企業等になんらかの制裁措置を加える。このため報酬・負担・交付金法(注2)(Remuneration, Charges and Grants Act)における関連規定を延長する必要がある。

(注1) 77年7月までの価格規制は利潤規制(売上高利益率が過去5年間のうち最高の2年間の平均を超えてはならない)とコスト規制(やむをえざるコスト上昇分の範囲内に限って値上げを認める)の2本立てであるが、77年8月以降はこれを利潤規制のみとする一方、価格委員会の調査権限等を強化する方向で修正される予定(Price Commission Billとして議会で審議中)。

(注2) 同法は75年8月以降1年間の期限で実施され、その後1年間(77年7月まで)期限延長されていた(50年8月号「要録」参照)。

(3) 本年度予算案に盛り込まれた所得税減税(4月号「要録」参照)の一部につき、次のように修正する。ただし所得税減税の規模としては予算案と同額の22.5億ポンドを計上している。

イ. 標準税率(課税対象年間所得額が6,000ポンド以下の階層に適用)の引下げを35%から34%へ、1%ポイントにとどめる(減税額4.7億ポンド、なお予算案では「8月以降の賃金規制に関し満足すべき合意の成立」を条件に33%へ2%ポイント引下げる<減税額9.6億ポンド>としていた)。

ロ. 標準税率の引下げ幅を小幅にとどめるかわりに、各種控除を次のように引上げる(減税額4.9億ポンド)。

(単位・ポンド)

		1976年度	1977年度	
			予算案	修正案
基礎控除	独身者	735	805	845
	既婚者	1,085	1,225	1,295
高齢者控除	独身者	1,010	1,080	1,120
	既婚者	1,555	1,695	1,765
寡婦(夫)控除		350	420	450

(4) 追加財政支出

児童手当、ミルク補助金、都市再開発費、鋳物・工作機械業界への補助金等を増額する。これに伴い本年度12.5億ポンドの歳出増となるが、これは予備費の取崩しで賄うため、歳出総額は不変であり、公共部門借入所要額(PSBR)も85億ポンドと、予算案どおりとなる。

◇イタリア、債券強制保有制度を一部修正の上延長

イタリア大蔵省は7月13日、77年下期(77年7～12月)における、金融機関を対象とする債券強制保有制度(注)を77年上期比一部修正の上、以下の要領で実施する旨決定、発表した。

(注) 現在は77年上期(77年1～6月)まで決定されている(2月号「要録」参照)。

(1) 商業銀行等の一般金融機関(ただし農民・手工業者向け金融専門銀行および第2種動産抵当銀行を除く)は、77年7～12月の期間中、同年6～11月中の対象預金増加額の最低30%相当額(77年上期と同様)を所定の債券投資に充当すること。

(2) 投資債券の内訳としては、

イ. 預金増加額の最低6.5%は抵当証券および農業改善債(農業改善債への充当最低限度は6.5%のうち2%)に充当すること(77年上期と同様)。

ロ. イ. 以外の部分については、産業開発金融専門機関、公共企業体および公共事業金融専門機関の発行する債券、ならびに預金貸付公庫が地方自治体の負債を肩代りするために発行する債券(預金増加額の5%以内)〈以上77年上期と同様〉、のほか特殊大蔵省証券(預金増加額の3%以内、77年下期新設分)等、イタリア銀行指定の債券に充当すること。

◇スイス、公定歩合を引下げ

スイス中央銀行は7月14日、公定歩合およびロンバード・レートを0.5%引下げ、それぞれ1.5%および2.5%とし、7月15日以降実施する旨決定、発表した。なおスイスの公定歩合変更は昨年6月8日の0.5%引下げ(2.5→2.0%)実施以来初めてのものである。

本措置についてスイス中央銀行では「本措置はもっぱら為替市場鎮静のため、ブンデスバンクのロンバード・レート引下げ(「要録」当該項参照)と歩調を合わせて行ったものである」とコメントしている。

◇スペイン、総合経済措置を決定

スペイン政府は7月中、国際収支の悪化、インフレの

高進、失業の増大に対処するため、概要以下のような一連の総合経済措置を決定した。

(1) 為替市場介入レートの引下げ(7月12日実施)

スペイン・ペセタの対米ドル介入点を約20%引下げ(注)(1ドル=68.89～70.09ペセタ→87.30～87.50ペセタ、これに先立ち7月11日に為替市場を閉鎖、12日再開)。

(注) スペイン政府は74年1月22日以降フロート制を採用しており、同介入レートについては昨年2月9日、約11%の対米ドル引下げが実施されていた(1米ドル当り59.85～59.92ペセタ→同66.54～66.60ペセタ)。

(2) 物価抑制策(7月19日決定)の実施

商品、サービス価格の引上げは9月末まで、7月12日以降の生産コスト上昇分に限定する。

(3) 公定歩合の引上げ(以下7月23日決定)

スペイン中央銀行の公定歩合を7%から8%へ、1%ポイント引上げる(7月26日実施)。

(4) 増税

①6百万ペセタ超の資産に対する富裕税の創設、②年間2百万ペセタ超の所得部分に対する5%の付加税、を主な内容とする税制改革法案を9月30日までに議会に提出する。

(5) 失業対策

総額200億ペセタの公共投資を新たに実施する(財源は公債発行による)ほか、雇用を増大させた企業に対し法人税法上の優遇措置を実施する。

◇スペイン、EC加盟を申請

1. スペイン政府は、7月28日、EC閣僚理事会に対し、同国のEC加盟を正式に申請した(この加盟申請にあたっては、Marcelino Oreja Aquirre スペイン外相が、直接ブリュッセルに向き Simonet EC閣僚理事会議長と会見)。EC閣僚理事会は9月20日の会合においてこの申請につき協議の後、EC委員会の見解を打診した上で加盟の諾否を決定することとなる。なおスペイン政府は今秋、Suárez 首相自らEC加盟9ヵ国を歴訪、申請受理への支持を要請する予定とされている。

2. スペインはEC加盟によって、同国の工業製品(自動車、鉄鋼等)、農産物(ブドウ酒、果物等)の輸出市場拡大やEC域内における労働力流動化促進等のメリットを享受することができるとされている。もっとも本年7月成立した Suárez 政権の前に、40年近くにわたって続いた Franco 独裁政権の歴史があるだけに、同国の政治民主化がどの程度実現するかという点について各国の不信感が根強く、加盟実現までにはかなりの準備期間が必要とみられている。

アジアおよび大洋州諸国

◇ASEAN 第4回経済閣僚会議開催

ASEAN(東南アジア諸国連合)は、6月27～29日、シンガポールにおいて第4回経済閣僚会議を開催した。本会議は、8月上旬クアラルンプール(マレーシア)で開かれる第2回 ASEAN 首脳会議を控え、域内経済協力を具体的に検討することを目的としたもので、共同工業プロジェクト(51年4月号「要録」参照)や特惠貿易協定の進展が主要議題となった。この結果、特惠貿易協定対象品目の選定で前進がみられたほか、海運、運輸、通信、財政金融、食糧の各分野で協力強化の合意がなされたが、共同工業プロジェクトについては、各国の利害関係の調整、資金のねん出方法などで折合いがつかず、進展はみられなかった。主な合意事項は次のとおり。

- (1) 「ASEAN 特惠貿易取決めに関する基本協定」(3月号「要録」参照)の第1次対象品目として、衣服、ボール・ベアリング、木材など71品目(注)(域内での年間取引額115百万ドル)を選定する。また、本協定の早期実施のため特別作業部会を設置する。
 - (2) 加盟各国の中央銀行間で、一時的な国際流動性不足に対処するため、総額1億ドルのスワップ協定を締結する。
 - (3) ASEAN 諸国の経済に悪影響を及ぼしている先進諸国の保護貿易政策を改めるよう要求する。
 - (4) ASEAN 域内貿易拡大のため、78年4～5月、マニラにおいて第1回 ASEAN 貿易見本市を開催する。
- なお、本会議において、ASEANは、日本、米国、EC、カナダ、豪州、ニュージーランドとの経済協力関係強化を申合わせた。開催国シンガポールのリー・クアンユー首相は、開会演説において、特にわが国との協力関係強化の必要性を訴えた。

こうした本会議における日本重視の意向を受けて、7月14日には ASEAN 使節団(団長、ラディウスインドネシア商業大臣)が来日し、日本・ASEAN の経済協力について、①輸出所得補償制度の設置、②ASEAN 共同工業プロジェクトに対する資金援助(10億ドル)、技術援助、③ASEAN 産品の対日輸出拡大、④ASEAN 産品に対する非関税障壁の改善、の4点につき具体的な要請を行った。

(注) 他の域内国から輸入する物資につき10～30%関税引上げを実施するもので、その対象となる各国の輸入品目数および主要品目は次のとおり。

フィリピン……………14品目
とうもろこし、パーム油、トラクター用タイヤ、ボールベアリング等

タイ……………14品目
木材、殺虫剤、ケーブル、ボールベアリング、野菜等

シンガポール……………15品目
シャツ、下着、カバン、財布、シャンプー等

マレーシア……………13品目
米、とうもろこし、野菜、ソーダ灰、ケーブル等

インドネシア……………15品目
とうもろこし、刃物、宝石、カルシウムカーバイド、自動二輪車等

◇ASEAN 第10回閣僚会議開催

ASEAN(東南アジア諸国連合)は、7月5～8日、シンガポールにおいて第10回閣僚会議(毎年1回開催される定例外相会議)を開催した。6月の第4回経済閣僚会議に引き続き開かれた本会議では、来たる8月上旬の第2回 ASEAN 首脳会議および直後の日本、豪州、ニュージーランド3ヵ国首脳との拡大首脳会議における議題の検討が行われ、5ヵ国外相の共同声明を採択して閉幕したが、経済閣僚会議同様、懸案の共同工業プロジェクトについてはなんらの進展もみられなかった。共同声明の要旨は以下のとおりであるが、特にわが国等の先進国およびインドシナ社会主義諸国との友好関係強化をうたっている点が注目される。

- (1) 首脳会議後に行われる日本、豪州、ニュージーランドの3ヵ国首脳と ASEAN 首脳との会談は地域協力を発展させ、相互の関係を拡大する推進力となることを確信する。
- (2) ASEAN は日本、米国、EC、カナダ、豪州およびニュージーランドとの公的な協力関係の強化、発展に注力するとともに、ECその他先進諸国と相互に関心のある問題を話し合う合同協議グループを設置することに同意する。
- (3) ASEAN は、東南アジア平和・自由・中立地帯化宣言(71年11月、クアラルンプール特別外相会議)の公約を再確認し、加盟国が同構想のためにとった措置を継続し、今後も新たな措置をとることに同意する。
- (4) ASEAN は、カンボジア、ラオス、ベトナムを含むすべての国と主権尊重、領土保全、内政不干渉を基盤として、平和、互恵関係を促進することを希望する。
- (5) ASEAN は、先進諸国に対し、ASEAN 各国への投資を増大させること、ASEAN の輸出所得および産品価格の安定を図ること、ASEAN 諸国からの輸入を一層増大させること、を要望する。
- (6) 本会議は、ASEAN 経済閣僚会議において、各分野にわたる域内経済協力が進展をみたこと、なかんずく域内特惠貿易対象品目として71品目が選定されたことを評価する。

◇韓国、本年第1四半期の国民総生産を発表

韓国銀行が6月発表したところによれば、韓国の本年第1四半期(1～3月)の実質GNP(暫定)は前年同期比+9.3%と、前年(+15.2%)に比較してかなりの伸び率鈍化を示した。これは、繊維、皮革、合板等の軽工業部門が輸出の増勢鈍化や個人消費支出の伸び悩みから、伸び率が大幅に低下(同+7.1%)したことが響いて、鉱工業部門(同+10.3%)が増勢鈍化をみたほか、農林水産部門(同+4.9%)も漁業の不振から伸び悩んだことによるもの。

韓国の国民総生産(実質ベース)

(前年または前年同期比増減(-)率・%)

		1975年	1976年	1977年 第1四半期
G	総額	8.3	15.2	9.3
	農林水産業	7.1	8.3	4.9
	鉱工業	12.9	25.1	10.3
N	うち製造業	12.9	25.9	10.4
	(軽工業)	(15.2)	(23.3)	(7.1)
	(重化学工業)	(9.6)	(30.0)	(15.3)
P	建設業および社会間接資本	12.2	15.7	11.1
	その他	3.3	9.3	8.5
G	個人消費支出	5.9	7.0	6.2
	政府の財貨・サービス経常購入	5.8	15.7	13.3
N	総投資	1.0	17.0	0.1
	うち国内総固定資本形成	12.4	16.0	17.4
E	財貨・サービスの輸出 (控除)	16.2	40.2	37.0
	財貨・サービスの輸入	1.2	23.2	26.8

(注) 1970年不変価格による。

◇韓国、総合物価対策を発表

韓国政府は6月14日、国際収支改善に伴う通貨増発傾向や付加価値税制の実施(7月1日、7月号「要録」参照)など当面の物価上昇圧力の増大に対処するため、以下のような対策を発表した。

(1) 輸入促進

イ. 輸入自由化品目の追加(7月1日実施)

本年下期輸出入期別公告(5月末発表)を改正し、工業用牛脂、亜麻織物・ラミー織物などの一部繊維類、ファスナー製造機・缶詰封かん機などの一部機械類等24品目(注)の輸入を自由化。

ロ. 輸入担保金積立率の引下げ

① 一覽払輸入の場合…7月1日から輸出用原材料10%(従来15%)。内需用70%(従来110%)、うちぜい沢品150%(同200%)。10月1日から内需用40%

%、うちぜい沢品100%。

② 延払輸入の場合…7月1日から輸出用原材料10%(従来15%)、鉄鉱石等従来20～35%のものは20%、従来40～80%のものは40%。

ハ. 輸入関税率の引下げ

① 一般関税率…原木、牛脂、パルプ、軽油など30品目については7～12月中0～50%(従来2.5～100%)。

② 関税払戻制度適用品目の関税率…輸出用に90%以上を振向ける原材料については1%(従来10%)。

(2) 市中貸出金利引下げ

企業の資金コスト軽減を図るため市中貸出金利を7月1日、10月1日に各1%、預金金利については10月1日に1.8%それぞれ引下げる。

(3) 物価安定行政の強化

① 独・寡占品目157および、石炭、石油等100品目の卸売価格、生活必需品50品目の消費者価格(ただしソウル市内のみ)の最高価格を指定、7～8月中これら品目の価格を凍結。

② 鉄道運賃、水道料金、電力料金(家庭用)、授業料等公共料金の年内値上げ見送り。

(注) SITC 4けた基準13品目と同5けた基準11品目(このほか当初期別公告で同9品目、13品目計22品目の輸入自由化を発表済)。これにより同国の輸入禁止品目は61品目(SITC 4けた基準)、輸入制限品目は560品目(同)、輸入自由化(自動承認)品目は691品目(同)となった。

◇韓国、公定歩合および市中貸出金利を引下げ

政府の総合物価対策(別項参照)の一環として、6月30日、韓国銀行は公定歩合の一部引下げ(並手担保貸出金利19→15%)および市中銀行の貸出最高金利の引下げ(21→19.5%)を決定、大韓金融団は以下のとおり市中貸出金利の引下げ(注1)を決定した(それぞれ7月1日から実施)。

なお、今次金利引下げとあわせて市中商手割引・韓銀の再割引金利の決定方式も変更された。今次措置の概要以下のとおり(単位・年利%)。

(1) 市中貸出金利の引下げ

(運転資金)	新レート	旧レート
一般貸出	17	18
適格企業優遇金利(担保貸出)	16	17
(設備資金)		
3年以下	16	17
3年超8年以内	17	18
8年超	18	19

なお、地方銀行の適用金利は上記貸出最高金利の引下げに伴い金融団協定金利に1.5%上乘せに変更(従来1.5%上乘せ)された(ただし商手割引金利については上乘せを廃止)。

(2) 商手割引および韓銀の再割引金利決定方式の変更

① 商手割引金利…従来協定金利は一般企業手形18%、適格企業優遇手形17%となっていたが、これを15~18%と変更し、その範囲内で各行が独自に決定(注2)することとした(適格企業手形優遇制度は存続)。

② 商手再割引金利…従来適格企業優遇手形13%、一般企業手形14%となっていたが、これを適格企業優遇手形については市中銀行の商手割引金利水準を4~6%下回る範囲内で韓国銀行総裁が決定する(注3)こととし、一般企業手形については上記方式によって決定した優遇手形金利に1%上乘せしたものを適用することとした。

(注1) 預金金利は据置。これに伴う金融機関の利ざや縮小に対処するため、韓銀は通貨安定勘定預託金利を7月1日から2%引上げた(15→17%、ただし77年12月末まで)。

(注2) 各行が協定金利の範囲内で選ごとに決定。

(注3) 市中銀行各行から提出された1週間の適用金利実績を加重平均したものを基準として毎週決定。

◇タイ、米の輸出規制を強化

タイ政府は7月8日、米の輸出規制強化を発表した。規制内容は次のとおり。

- (1) 1件当たり1万トン以上の米輸出を禁止する。
- (2) 1万トンに達しない場合についても、8月以前の船積み禁止する。

同国は、本年5月、米輸出の急増に対処するため輸出数量規制に踏切っていた(6月号「要録」参照)が、1~6月中の輸出量がすでに1.5百万トンと、政府の年間輸出目標1.1百万トンを上回り、しかも年末までに船積み予定の輸出契約分が0.7百万トンあることから、このままでは、国内での米不足が懸念される状態となったため、今回さらに規制を強化したものの。

◇シンガポール、石油化学コンビナート建設に関するわが国からの出資受入れ

シンガポールとわが国との間でかねて懸案となっていた石油化学コンビナート建設(注1)に対するわが国の政府および民間出資が、5月30日、同国リー・クアンユー首相の訪日を機に正式に合意をみた。

1. 主な合意内容

同建設計画推進のため、両国の折半出資による合弁会社(資本金200億円)を設立することとし、日本側出資負

担分100億円のうち30億円を海外経済協力基金から、残額を住友化学等民間企業が出資(注2)する。

2. 背景等

同計画は、シンガポールのナショナル・プロジェクトとして、去る71年以来わが国に対する支援要請が行われていたものであるが、わが国側は、①シンガポールは所得水準が比較的高く、海外経済協力基金による援助対象国としては適当でないこと、②稼働時の販売市場確保についての不安もあって出資に対する業界の足並みがそろっていないこと、などを理由として、これまで政府出資に消極的な態度を示してきた。しかしながら、①ASEAN重視の外交政策がとられている折から、本計画が挫折すれば、わが国とシンガポールのみならず、ASEAN全体との経済関係に悪影響を及ぼしかねない、②ASEANを中心として、わが国の経済援助の手薄さを非難する声が強まっている、③業界の協調ムードの高まり、などから政府出資に踏切ることとなり、同国リー・クアンユー首相の来日を機に正式決定の運びとなったもの。

なお、7月1日には、合弁会社設立のための日本側投資会社である「日本シンガポール石油化学」(当初払込資本金126百万円)が発足している。

(注1) シンガポールのメルバウ島に、年産30万トンのエチレン・プラントを主体に各種誘導品を生産する石油化学基地を建設しようとするもので、第1期計画の総工費は約1,800億円が予定されている。

(注2) 民間出資企業は、住友化学、三菱油化、昭和電工、旭化成、三井石油化学、出光石油化学、新大協和石油化学、丸善石油化学、東燃石油化学、日本石油化学、旭ダウ、日揮、石川島播磨重工、日本興業銀行、日本長期信用銀行。

◇シンガポール国家賃金評議会、6%の賃上げガイドラインを勧告

シンガポール国家賃金評議会(National Wages Council)は、7月7日、本年度(77年7月~78年6月)の賃金上昇率の限度を定昇等込みで6%(前年度は7%)に抑え、引続きモダレートな賃金政策を堅持すべきであると勧告を発表した。同勧告の概要は次のとおり。

- (1) 本年度の賃金上昇率は定昇等込み(福利関係費の改善分も含む)で6%とする。
- (2) 輸出指向型産業のうち、繊維等労働集約度が高く、他国と労働コスト上激しい競争に直面している企業については、ガイドラインまでの賃上げを実施する必要はない。
- (3) 職種により異なった昇給率を採用している企業にはグループ相殺制度(group offsetting system)(注)を認める。

(注) 本制度は、企業全体の賃金支給額の上昇率がガイドラインに

示す6%であれば、一部職種の賃上げ率がガイドラインを上回ってもよいとするもの。

(4) このガイドラインは組合組織の有無、企業の大小等にかかわらず、全労使が準拠すべきものである。

同国では、昨年度初めて「定昇込み」(それ以前は定昇分は除外)のガイドラインが採用(51年8月号「要録」参照)され、厳しい賃上げ抑制が図られた(75年度賃上げ率(10~14%→76年度7%)が、本年度はさらにこれを下回る勧告となっている。これは、76年の同国経済は、実質GDP成長率7%、CPI前年比マイナス2%と順調に推移したものの、本年は、①世界景気の回復ペースが遅いこと、②先進工業国が保護貿易主義への傾斜を強めていることなどから、輸出および投資流入面での悪影響は避けられず、従って輸出競争力の強化、新規外国投資誘致の促進により安定した経済成長を維持するためには、物価上昇の抑制を図ることが先決との判断に立ったもの。

◇フィリピン、外貨借款規則を改訂

フィリピン中央銀行は、5月16日、外貨借款に関する規則を改訂した。今回の改訂は、主としてユーロダラー取入れの円滑化を図る見地から、借入金利、期間等の規制をユーロ市場の実態に合わせるため行われたもの。もっとも同時に、国内市場への圧迫を回避するため、ペソ資金ねん出のための外貨借入を禁止するなど、外貨借款不許可条件を追加。

(1) 返済期限

(借入金額)	新	旧
250千ドル以下	3年	5年
250~500千ドル	5年	8年
500~3,000千ドル	7年	} 12年
3,000千ドル超	10年(注)	

(注) 外貨獲得企業もしくは投資優先企業の場合は8年。

(2) 返済方法

従来の均等年賦に加え均等半年賦も認める。

(3) 据置期間

1年以上の期間設置(従来規定なし)。

(4) 金利

① 金利 review 方式の場合

海外市場におけるインターバンク・ベスト・オフワード・レートまたは貸手国プライム・レート+2%以下(従来は、貸手国プライム・レートまたはLIBOR+1.5%以下)

② 固定レートの場合

世銀またはアジア開銀のレート(通常貸付利率)

+1%以下(従来は、貸手国プライム・レートまたはLIBOR+1.5%以下)

③ フィリピン金融機関の保証がある場合

海外市場におけるインターバンク・ベスト・オフワード・レートまたは貸手国プライム・レート+1¼%以下(従来は、貸手国プライム・レートまたはLIBOR+1.5%以下)

(5) コミットメント手数料

最高0.5%とし、中銀承認時または借款契約発効時のいずれか遅い時点から未使用金額分に対し適用(従来は規定なし)。

(6) 外貨借款申請が不許可となる場合を次のとおり追加。

① 投資非優先プロジェクトまたは産業(従来規定なし)

② ペソ資金ねん出のための外貨借款(同上)

なお、従来から申請不許可となるものとして、①過密産業の生産拡張資金、②更改条件付短期借入の中長期乗換え、③政府系金融機関に延滞債務のある企業、が指定されている。

◇インド、コール・レート等の引下げを実施

インド銀行協会(The Indian Banks' Association)は6月13日、コール・レートおよびインターバンク借入金利の最高限度を引下げ、15日より実施する旨発表した(単位・年利%)。

	新	旧
コール・マネー		
翌日~14日	10	12.5
金融機関借入		
15~60日	11	13
60日以上	11.5	13.5

ただし、小規模金融機関(定期および要求払いの負債総額が2.5億ルピー未満のもの)については上記レートに0.5%の上乗せが認められる。

同協会によれば、今回の措置は本年5月27日の市中預貸金金利の引下げ(7月号「要録」参照)に伴い下落したコール市場レートの実勢に対応するためとられたもの。

◇パキスタン、1977年度予算案を発表

パキスタン政府は6月11日、1977年度(77年7月~78年6月)予算案を発表した。前年度の同国経済は、①洪水による綿花生産の大幅減少(前年度比-16.4%)、②国会議員選挙にからむ政治・経済の混乱、などから大幅な後退を余儀なくされており、GNP成長率は、当初目標

とされていた8%を大きく下回る1.2%にとどまったものと推計されている(75年度のGNP成長率4.3%)。このような事態にかんがみ、ピルザダ蔵相は予算演説において、農・工業生産の回復に重点を置きつつ、9.6%のGNP成長率達成を目指す旨表明した。本予算案の概要は次のとおり。

- 歳出面では、既存生産部門の生産回復に重点を置いたことから、新規開発は極力抑制され、開発支出は前年度とほぼ同水準にとどまったのに対し、物価騰貴に伴う人件費の上昇を主因に経常支出の伸びが著しく(前年度修正予算比+25.5%)、歳出規模の伸びは同+12.4%と前年度(+3.8%)をかなり上回った。
- 一方、歳入面では、昨年度10%の従価税を課した品目を除く輸入品に対して20%の輸入税上乘せをはかるほか、鉄道運賃、電話・電報料金等公共料金の引上げなどから、経常収入は同+10.1%と、前年度(+2.3%)を上回る伸びが見込まれているものの外国援助はほぼ前年度並

パキスタンの1977年度予算案

(単位・億ルピー)

	1976年度		1977年度			
	当初	修正		前年度修正比		
歳出	経常勘定計	161	162	203	25.5%	
	うち国防費	80	80	92	14.6	
	債務返済	35	39	53	36.5	
	一般行政費	19	19	19	0.4	
	州政府交付金	5	6	14	120.6	
	補助金	12	6	6	-1.6	
出	資本勘定計	170	170	170	0	
	開発支出(中央政府)	135	129	134	3.7	
	〃(州政府)	35	41	37	-11.5	
	歳出計(A)	331	332	373	12.4	
歳入	経常勘定計	171	179	197	10.1	
	租税収入	157	155	172	11.2	
	うち関税	64	57	64	12.4	
	消費税	49	49	56	14.6	
	所得税	20	25	24	-5.9	
	売上税	14	13	14	11.0	
	資本勘定計	153	148	140	-5.5	
	うち外国援助	127	119	120	0.8	
		歳入計(B)	324	327	337	3.1
		収支じり(B-A)	△7	△5	△36	-

みにとどまると予想されている。このため収支じりでは36億ルピーの赤字となり、前年度(同赤字5億ルピー)を大幅に上回る見込みであるが、これは主として金融機関からの借入によりファイナンスされる見通し。

◇イスラエル、為替レートを切下げ

イスラエル政府は、7月4日および7月18日、同国通貨イスラエル・ポンドを主要国通貨バスケットに対して通算3.81%(7/4 1.94%、7/18 1.90%)切下げた(IMF方式、対バスケット・レート、9.60イスラエル・ポンド→9.98イスラエル・ポンド)。

同国では、外国為替市場の投機を回避しつつ貿易収支の改善を図る見地からすでに74年11月以降本年5月25日まで合計20回にもわたる小刻みな切下げを実施してきた(1、5、7月号「要録」参照)が、こうした措置にもかかわらずダイヤモンド加工品や果実類等を中心とする輸出が依然伸び悩んでいることから、今回さらに切下げを行ったものとみられる。

◇豪州、支払準備率を再引下げ

豪州準備銀行は6月30日、主要商業銀行の支払準備率を現行の9.0%から8.0%に引下げ、7月1日より実施する旨発表した。

本措置につき同行は、「前回引下げ(6月20日、10.0→9.0%)と同様、金融市場の季節的な引締まりに対処したもので金融政策の基調にはなんら変更はない」旨表明。

◇豪州、海外借入に対する規制を大幅緩和

1. 豪州政府は7月6日、無利子預託制度の停止等豪州企業の海外借入に対する規制を大幅に緩和し、7日より実施することを決定した。その概要は次のとおり。

(1) 無利子預託制度の停止

本年1月以降、企業の海外借入に対し借入額の25%相当額を無利子で準備銀行に預託させていたが、これを停止する。なお、同制度の適用除外(鉱業、製造業向け投資)について審査を行ってきた外資審査委員会は、今回の措置によりその活動を停止。

(2) 従来、10万豪ドル(年間、借り手1人当たり)以上、期間2年未満の企業海外借入を禁止していたが、これを20万豪ドル以上、期間6ヵ月未満の借入禁止に緩和する。

2. 同国では本年1月、豪ドル切下げ後の予想を上回る外資流入による過剰流動性吸収のため、外資流入規制等一連の措置を実施したが、去る5月の一部緩和(6月号「要録」参照)に続き今回の措置によりほぼ規制前の状態

(短期借入の金額制限は規制前より緩和)に戻した。これは公式には「かく乱的な外資流入の阻止という所期の目的は達成され、国内マネーサプライも適正範囲(年率10~12%)にある」(リンチ蔵相)ためとされているが、実際には外資流入規制の影響でこのところ外貨準備が減少(4月末33.6、5月末31.7、6月末29.4各億米ドル)していることに対処したものとみられている。

◇豪州、自動車の輸入数量規制措置を再導入

豪州政府は7月12日、自動車(ただし、完成乗用車のみの)の輸入数量規制を13日から実施する旨発表した。同規制の概要は次のとおり。

- (1) 完成乗用車の輸入台数を年間9万台とする。
- (2) 実施期間はとりあえず明年1月までの6ヵ月間とするが、その延長については規制実施後2ヵ月以内に産業援助委員会(IAC)が状況を調査し、本措置を継続するか否かを決定する。
- (3) 輸入割当てわくは、昨年11月(前回規制の最終月)における輸入業者の実績に基づき、3ヵ月ごとに案分する。

昨年12月、豪ドル切下げにより国産車の競争力が強まるとの見方から撤廃された輸入数量規制が復活されたのは、①最近輸入車の市場占有率(輸入台数/新車総登録台数)が政府の規制目途ライン(年平均20%以下)を大きく上回っている(4月28%、5月27%)反面、②国産車の販売は不振で在庫が増大し、国内メーカーが操短を余儀なくされている状況となったため。

共 産 圏 諸 国

◇ソ連、77年上半期の鉱工業生産実績を発表

ソ連邦中央統計局は7月23日、77年上半期の鉱工業生産実績を発表した。これによると1~6月の鉱工業生産は前年同期比+5.7%(76年前年比+4.8%)と増勢をやや回復し、年次計画(前年比+5.6%)を若干上回る伸びを示した。部門別には電子計算機、自動化機械、畜産・飼

料用機械等機械部門が好伸、また前年大幅減産をみた食品加工部門(食肉、バター、植物油等)も原材料供給の持ち直しからかなり回復している。もっとも、粗鋼、電力、石油、天然ガス等基幹産業部門が伸び悩んでいるほか、建設資材(鋼材、木材、セメント等)や一部消費財(織物、冷蔵庫等)も不振となった。こうした生産状況に加え、労働生産性も前年同期比+4.2%と年次計画(前年比+4.8%)を下回ったこともあり、ソ連邦閣僚会議(7月19日開催)は、工業省、官庁、共和国閣僚会議に対して管下企業の上半期中の経済実績を分析し、年次計画超過達成のための措置を講ずる様指示した。

ソ連の主要品目生産実績

品 目	単 位	1977年	前年同	1976年
		上 期	期比増上	上 期
		減(-)率 同 左 %		
電 力	億 K W H	5,720	3	8
石 油	百 万 ト ン	268	5	6
天 然 ガ ス	億 m ³	1,700	8	12
石 炭	百 万 ト ン	362	2	2
粗 鋼	〃	73.0	0.4	4
鋼 管	〃	8.4	0.5	8
無 機 肥 料	〃	48.2	6	5
セ メ ン ト	〃	63.3	2	3
合 成 樹 脂	〃	1.6	10	7
化 学 繊 維	千 ト ン	534	6	8
自 動 化 機 械	億 ル ー プ ル	20	12	12
電 子 計 算 機	〃	13	24	22
化学設備・部品	百万ルーブル	334	8	8
自 動 車	千 台	1,033	3	3
ト ラ ク タ ー	〃	285	2	2
綿 織 物	百 万 m ²	3,435	0.7	2
食 肉	百 万 ト ン	4.0	9	-18
酪 農 製 品	〃	12.4	3	-4
植 物 性 油	〃	1.4	7	-24
テ レ ビ	千 台	3,495	-3	3
家 具	百万ルーブル	2,300	7	5